

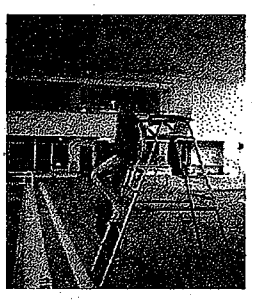

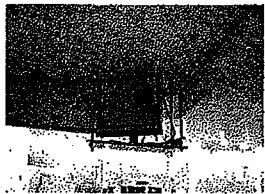
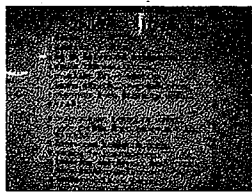
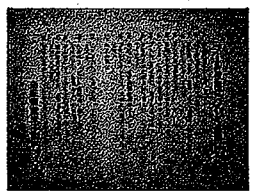


- ・器具、機材の破損を発見した場合は、応急処置を行うとともに危険性を排除する。
  - ・場内及び水中での危険な行為に対しては、これを直ちに制止する。
- ③ 司令
- ・入場者・利用者の状況により、監視員の配置や行動を司令する。
  - ・一般・団体・専用利用者のコース利用を明確に指示し、危険のないよう配慮して開放する。
  - ・場内、場外、受付との連携を密にする。
- ④ 待機
- ・モニターテレビによる監視を行う。
  - ・自己の環境整備をする。
  - ・待機、休憩をとる。

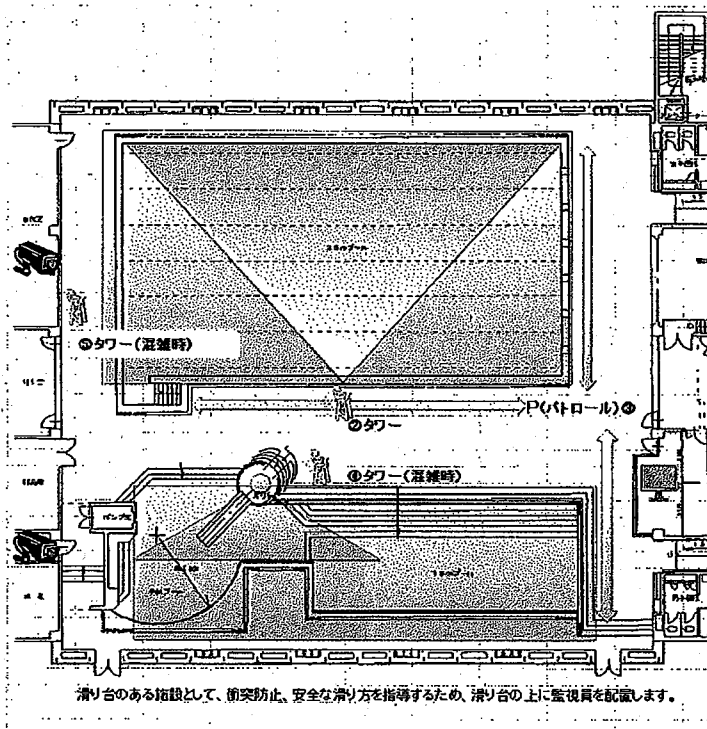
- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- ⑫

タワーからの監視(1)	交替方法(1)	交替方法(2)	交替方法(3)
			
メガホン等を使用し危険行為の注意喚起	交替は確実にタワーで行う	後ろ向きにタワーに上り、死角を作らない	前監視者より注意事項を確認し、監視を再開する
モニターによる監視	注意看板(1)	注意看板(2)	
			
プール全体が見渡せるよう注意する	更衣室入口に掲示する	ロビーの目立つ場所に掲示する	

緊急時

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

■ 滑り台のある施設として、安全な滑り方を指導するため、滑り台の上に監視員を配置し衝突防止等を図ります。



滑り台のある施設として、衝突防止、安全な滑り方を指導するため、滑り台の上に監視員を配置します。

【監視体制】

(公財)日本水泳連盟プール公認規則 第15条(プール管理)では、公認プール及び標準プールには、次のいずれかの資格を有する者をプール管理者として置かなければならない。また、第16条1項にプール管理者は日本体育協会公認資格保有者またはプール衛生管理者を置かなければならない。

- ①日本体育協会公認水泳上級講師 ②同水泳講師 ③同水泳上級コーチ
- ④同水泳コーチ ⑤同水泳上級指導員 ⑥同水泳指導員
- ⑦日本体育施設協会水泳指導管理士

当施設職員は、上記の有資格者が在籍し、また、全職員がAED取り扱いを含む救急法講習修了者です。

更に日本赤十字社救急法指導員及び応急手当普及員が在職していますので、随時訓練し、万一の事故の初期対応を万全にし、プールの安全管理及び監視業務に当たっています。

④不審者等防止対策

ア) 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提

緊急時

供、注意喚起を積極的に行います。

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。
- ◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。(米子市の「安全安心ネットワーク」に登録します。)
- ◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。
- ◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。



不審者講習会 (1)



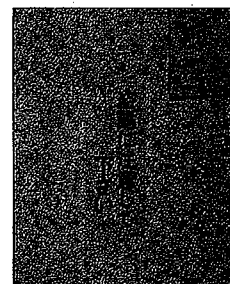
不審者講習会 (2)



不審者講習会 (3)

イ) 盗難防止

- ・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図ります。
- ・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。
- ・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生防止に努めます。



ウ) 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることのないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には許可証の携帯を義務付けます。

⑤ AED(自動体外式除細動器)の管理

■ AEDの管理

- ・AEDが常時使用できるよう維持管理を行います。
- ・年2回以上の定期点検を行います。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

■ 全職員がAED講習を受講

- ・全ての職員がAEDを使用できるように心肺蘇生法、
- ・AEDの講習会を受講しています。
- ・心肺蘇生法やAEDの使用訓練を年2回以上行っています。

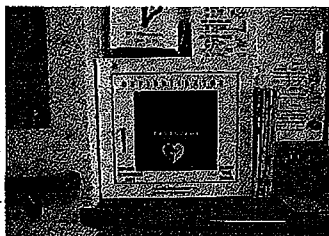
■ 危険度合いの対応

- ・未就学時（約6歳まで）の小児にもAEDの使用が出来るように小児用パッドを準備しています。

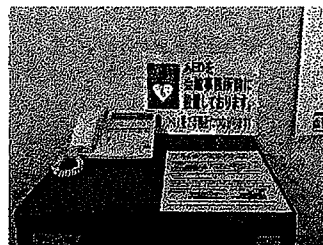
【AEDチェック】

施設名	担当者	点検日	点検結果	備注
1号館	山田	2023.01.15	正常	
2号館	田中	2023.01.15	正常	
3号館	佐藤	2023.01.15	正常	
4号館	鈴木	2023.01.15	正常	
5号館	高橋	2023.01.15	正常	
6号館	渡辺	2023.01.15	正常	
7号館	伊藤	2023.01.15	正常	
8号館	山本	2023.01.15	正常	
9号館	佐々木	2023.01.15	正常	
10号館	松本	2023.01.15	正常	
11号館	小林	2023.01.15	正常	
12号館	高木	2023.01.15	正常	

【AED】



【周知するチラシ】



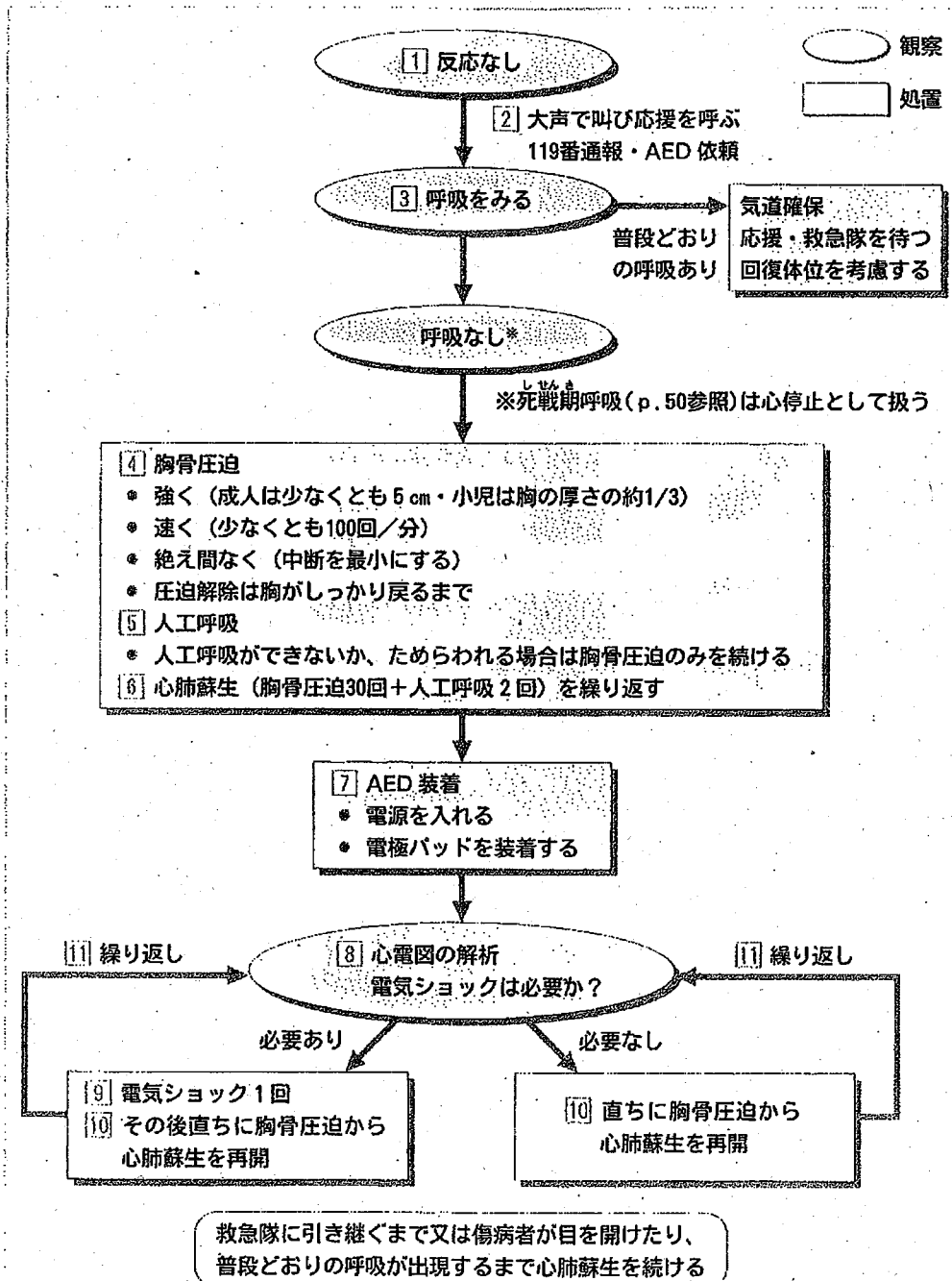
・国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動（心臓の痙攣）によるものです。発生した場合は早期の除細動（痙攣を止めること）が救命の鍵となります。当施設は、AEDを利用者の方が一目で分かるように事務所前に配置し、常時使用できるように維持管理を行っています。また、敷地内において1分以内でAEDを届けます。

\* 応急手当（AED取り扱い含）指導員配置  
AEDは受付横の目立つ場所に設置する。



緊急時

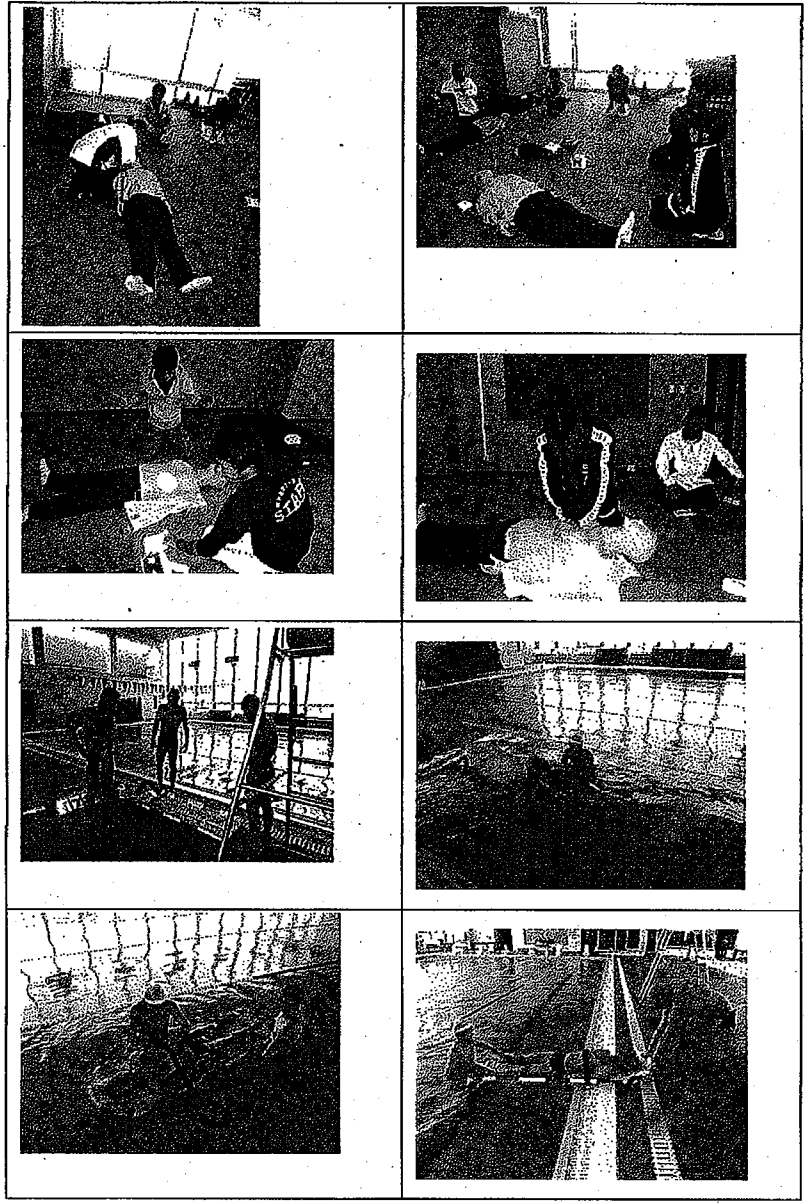
【救命処置の流れ】



(改訂4版 救急蘇生法の指針2010 (市民用・解説編)に基づいて作成)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

救急講習会（職員）開催の様子



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

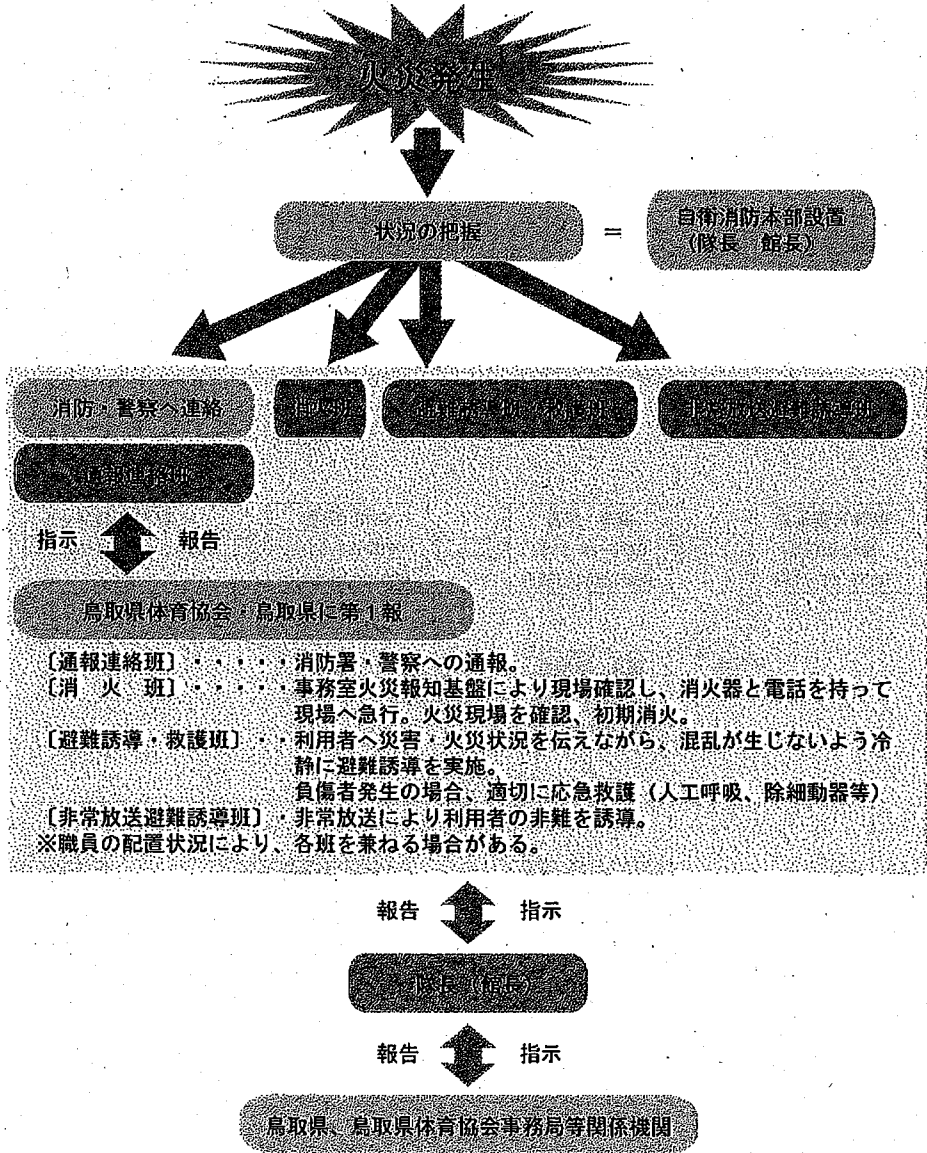
**(2) 緊急時の大勢・対応**

事故や災害が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

**①火災・災害対応**

**ア) 火災対応**

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、下記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。



緊急時

イ) 地震対応

一次対応

- ・「緊急地震速報」が出たことを迅速に伝える。
- ・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。

二次対応

- ・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。特に水を大量に使用するプールは、プール槽、配管などに異常がないか可能な限り細部まで調査する。
- ・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ) 台風・豪雨対応

一次対応

- ・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
- ・利用者、来場者に情報提供するとともに、被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。

二次対応

- ・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
- ・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ) 津波対応

- ・緊急地震速報(J-ARART)と連携し、津波発生時には、利用者及び職員の人命を第一と考え、建物2F若しくは安全な場所への避難誘導を行う。

オ) 施設設備の異常・故障対応

- ・設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

※ 火災・災害発生時は最寄りの施設が応援

(施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子産業体育館、県立武道館に応援要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。)

※ 閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡

※ 火災・災害発生時は県にすみやかに第1報報告、その後も必要に応じ随時報告

※ 終息後、総点検を行い県に詳細報告

※ マスコミへの対応・・・窓口の一本化、適切な情報提供

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

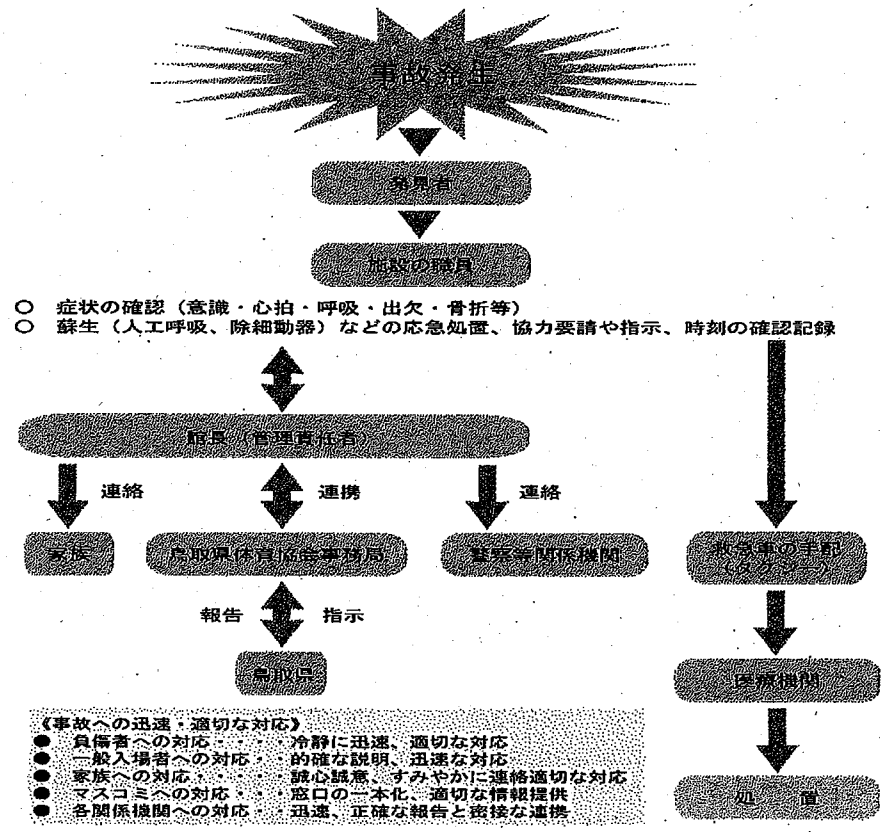
緊急時



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

②事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行います。



※ 館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

- Rest（安静）－スポーツ活動の停止
- Ice（アイシング）－患部の冷却
- Compression（圧迫）－患部の圧迫
- Elevation（挙上）－患部の挙上

- ※ 事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。
- ※ 近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。
- ※ 休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。

緊急時

### ③不審者等対応

不審者対応マニュアル（別紙⑧）により利用者に知らせる、避難させる、不審者（または暴漢）を刺激しないよう警察に連絡する、必ず2名以上のスタッフで対応するなど訓練を通して職員へ徹底します。

#### 不審者対応避難訓練実施計画（案）

鳥取県営米子屋内プール

##### 1 目的

不審者が侵入した場合の対応や避難誘導の方法について理解する。

##### 2 日時

平成 年 月 日（ ） 時 分～

##### 3 内容（想定と訓練手順）

###### 開始

〈想定〉凶器等を持った不審者（刃物を持った40代の男性）が正面玄関から1階ロビーに侵入し、うろうろしている。

- 00:00 受付にいた〇〇職員が玄関に侵入してきた不審者を発見。  
00:00 〇〇職員が事務室及びプール監視室にいる職員に不審者が侵入したことを連絡。  
00:00 館長は、不審者を確認し、緊急対応判断。次長へ指示。不審者対応。  
00:00 次長は、各職員に利用者の避難誘導の指示と110番通報し、刺す刃を用意し他の職員と一緒に不審者対応。  
他の職員は、利用者に連絡し、非常口より館外へ避難誘導し、不審者から遠ざける。  
00:00 警察が到着し、不審者を確保する。館長は安全を確認し避難解除の指示。  
00:00 次長は、館内に不審者は警察に身柄を確保されたこと放送。

###### 終了

##### 4 その他

- (1) 警察による講評を参考にしながら反省会を実施し、今後に生かす。
- (2) 利用者には事前に訓練の実施を通知する。

### ④爆破物脅迫事案対応

米子屋内プールは、多くの県民が出入りする施設であります。

誰でも出入りできるこのような場所においては、過去の事件においても比較的不審物が置かれやすいところであり、当施設は日ごろから職員により巡視を行っています。

過去に、他施設で爆発物脅迫事案があり、今後このような事案がどこでも起こり得ることを予想し、鳥取県体育協会として、「爆発物脅迫事案対策マニュアル」（別紙⑨）を策定し対応・体制措置を講ずることとします。



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

**(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法**

**① 苦情、トラブルの未然防止策**

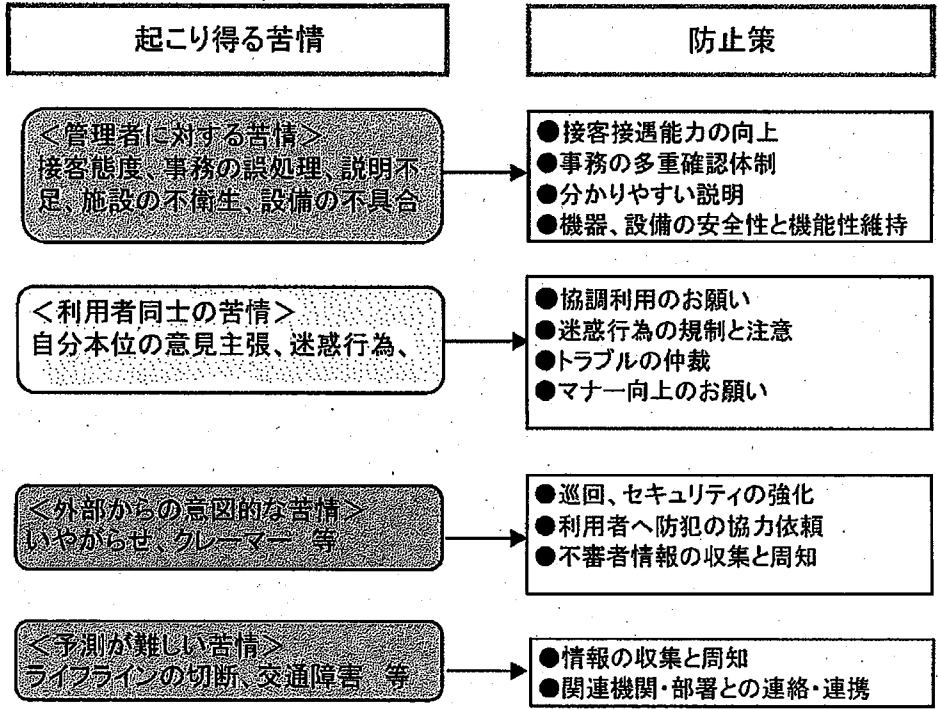
利用者の苦情・トラブルの多くは、利用する際の器具、備品等の不具合や職員の不誠実な対応が中心であります。次のような防止策を講じていくとともに、日ごろから職場内での職員研修を行います。

**ア) 器具・備品の点検と改善措置**

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・利用者が利用する器具・備品等について、利用に不都合がないよう常時チェックを行うとともに、必要な場合は改善の措置を講じます。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

**イ) 利用者の声等への適切な対応**

- ・利用者からの苦情やトラブルには、常に丁寧に耳を傾け、可能なものは直ちに改善する、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。



緊急時

## ② 苦情、トラブルに対する対処方法

### ア) 苦情の受付

- ・ 苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- ・ 利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び（言い訳はしない）し、その上で説明します。
- ・ 利用者とは論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

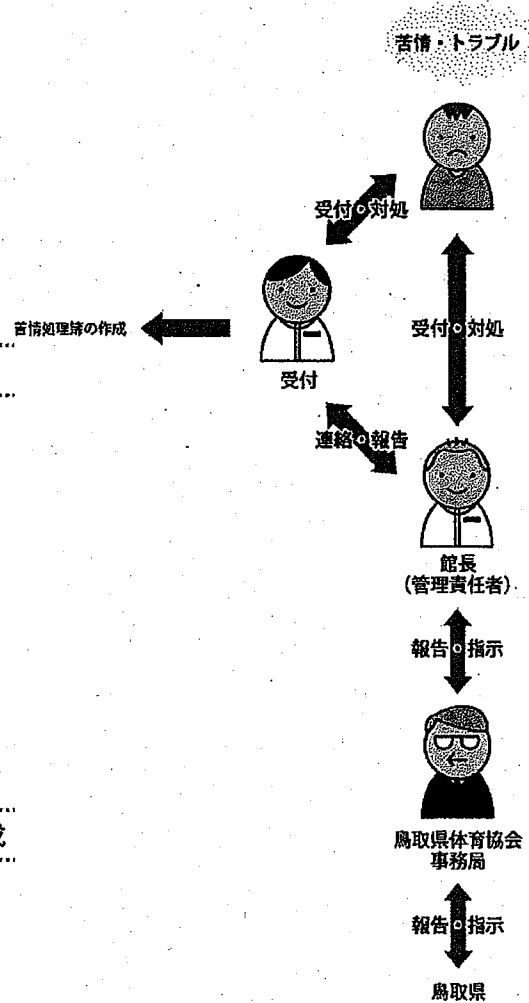
### イ) 処理

- ・ 処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得ます。
- ・ 処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝えます。
- ・ 寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示します。
- ・ 寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応します。

### ウ) 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・ 必ず原因究明を行い、再発防止に努めます。
- ・ 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- ・ 苦情処理簿を作成し、管理運営に生かします。

（職員全員に処理の統一を徹底）



緊急時



## 6 個人情報保護等への対応

公共サービス事業者として、全職員においてコンプライアンスを徹底するとともに、厳重な情報管理体制を整備、恒常的な業務改善を図ります。

- ①コンプライアンス体制の整備
  - ・コンプライアンス違反の予防活動・各種法令に準拠した規則の整備と日常の業務における行動基準の制定
- ②各種法令の遵守及び施策等への対応
  - ・コンプライアンスに関する研修・案内による公共施設管理の自覚と責任の徹底
  - ・各種法令への対応策の整備とその趣旨を尊重した業務履行
- ③厳格な情報管理体制の構築
  - ・法令遵守をはじめ、マニュアル策定や個人情報保護責任者の選任等による個人情報の適正管理
  - ・日常的な情報管理の徹底と定期監査等による継続的な業務改善

### (1) 個人情報の保護への対応

鳥取県体育協会は、鳥取県に準じた個人情報保護規程（別紙6）を制定し、個人情報の取得、管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

- ・職員一人一人が規程の内容について十分認識するよう研修を行います。
- ・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を館内に掲示し、利用者等に周知するとともに、ホームページでも公表します。
- ・個人情報の取り扱いについては館長を責任者とし、情報の漏えい、滅失、破損、改ざん等の防止に関する事務を統括します。
- ・個人情報保護の研修を実施し、職員に対して守秘義務を徹底させます。
- ・職員名簿・拾得物記録・参加者名簿・事故記録簿等、個人の情報が記載されている書類は、施錠のできる書庫等に保管し、使用する際には館長の許可を得ることを義務付けます。
- ・個人名の入った利用申込書等は施錠し保管して、持ち出し禁止とします。
- ・申込書等で個人情報を取得する際には、使用目的を明示し、目的の範囲内でのみ取り扱います。
- ・正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- ・保有する個人情報は、本人の求めに応じ、開示・訂正等を行います。
- ・個人情報は保管期限を定め、期限を経過したものは速やかにシュレッダー等で粉砕した後に廃棄します。
- ・定期的に監査を行い、個人情報の保護が適正に行われるかチェックします。

**(2) 情報の公開への対応**

鳥取県体育協会は、鳥取県情報公開条例に準じた情報公開規程（別紙7）を制定し（平成12年9月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

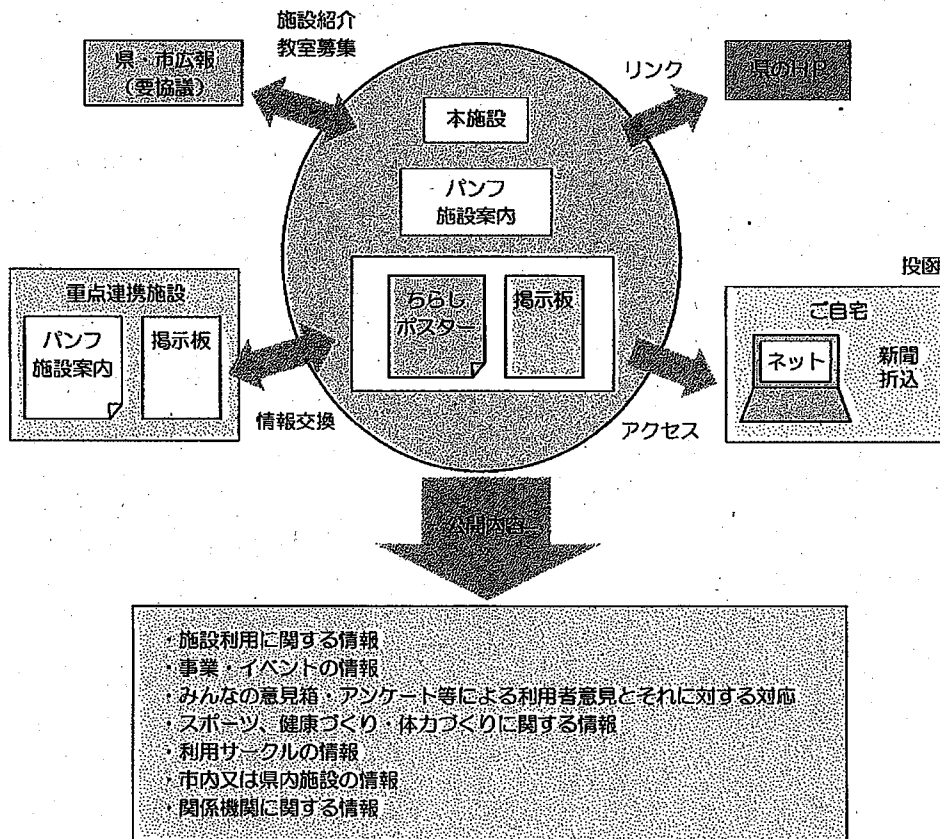
**<情報公開を行うための措置>**

① 条例・要領に準拠した対応

情報の開示請求については、「(公財)鳥取県体育協会情報公開規程」に準拠し、条例・要領の趣旨に沿った対応を講じます。また、同条例に記載されているとおり、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進めます。

② 利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安心」を考慮し、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施していきます。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

個人情報

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

より効果的な広報を行っていくために、県内全域に発信するもの、地域に対して発信するもの、利用者に発信するものに位置づけて実施します。

**県内全域に発信**  
 オリジナルHP → 県体協のHPや他関連施設のHPとリンク  
 マスメディア → 新聞、テレビ、雑誌等へ投げかけ

**地域に対して発信**  
 チラシ配布 → スポーツ教室、イベントなどの情報を保育園や学校、地域公民館などに配布

**利用者に発信**  
 ポスター・チラシ → 子どもからお年寄りまでが見て解る情報

## 7 スポーツの普及振興

### (1) スポーツの普及新興の考え方

施設の特性と職員の専門性を生かしたスポーツ教室の実施や県民の健康・体力づくりの向上を目指した生涯スポーツ活動を推進するとともに、競技団体等とのネットワークを活用し、競技力向上に係る支援を図っていきます。

#### ① スポーツ教室の実施

子どもから高齢者、障がい者対象のさまざまな教室を職員の専門性を生かして実施します。

#### ② 障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供することと併せ、障がい者が参加するスポーツ大会や講習会等へ職員を派遣するなど支援を行います。

#### ③ トップアスリートの招へい

関係団体と連携し全国的に著名な選手等を招へいし、子ども達に夢や希望を与える機会を設けます。

#### ④ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

#### ⑤ 指導員等の地域や学校への出前指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。

#### ⑥ 鳥取県との連携

鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

### (2) スポーツの普及振興に係る事業

職員の専門性を生かしてスポーツやレクリエーション教室を実施します。当施設の職員は、(一財)鳥取県水泳連盟強化コーチをはじめ、全指導員が日本体育協会スポーツの有資格者です。この指導能力・技術を最大限発揮し、多様なニーズにお答えでき満足の頂ける教室を開催します。



(水泳教室)





①スポーツ教室の開催

平成 27 年度水泳・スポーツ教室実施一覧

水泳教室 実施期間(4月~7月) スポーツ教室(4月~6月、7月~10月)

	教室数 (期)	実施 回数	定員	主な対象分類						
				幼児	小学生	中学生	一般	高齢者	障がい者	
水泳教室	幼児水泳教室(月)	1	10	20	○					
	幼児水泳教室(木)	1	10	20	○					
	幼児水泳教室(金)	1	10	20	○					
	小学生水泳教室(月)	1	10	20		○				
	小学生水泳教室(木)	1	10	18		○				
	小学生水泳教室(金)	1	10	18		○				
	小学生水泳教室(月)	1	10	13		○				
	小学生水泳教室(木)	1	10	13		○				
	小学生水泳教室(金)	1	10	20		○				
	小学生水泳教室(木)	1	10	20		○				
	小中学生水泳教室(木)	1	10	10		○	○			
	小中学生水泳教室(金)	1	10	10		○	○			
	小中学生水泳教室(金)	1	10	20		○	○			
	小中学生水泳教室(月)	1	10	30		○	○			
	小中学生水泳教室(木)	1	10	10		○	○			
	小中学生水泳教室(金)	1	10	20		○	○			
	小中学生水泳教室(土)	1	10	15		○	○			
	一般水泳教室(月)	1	10	10				○	○	
	一般水泳教室(木)	1	10	10				○	○	
	一般水泳教室(金)	1	10	10				○	○	
グループレッスン(不定期)							○	○	○	
水泳教室 計			327							
スポーツ教室	バドミントン初級教室(月)	2	10	10				○	○	
	バドミントン中級教室(火)	2	10	10				○	○	
	バドミントン上級教室(木)	2	10	10				○	○	
	わんぱく体操教室(火)	2	10	15	○					
	3B体操教室(木)	2	10	10				○	○	
	トライアスロン教室(小学生)	2	10	10		○				
	トライアスロン教室(小学生)	2	10	10		○				
	トライアスロン教室(中学生)	2	10	10			○			
	バドミントンJ教室(火)	2	10	10		○				
	バドミントンJ教室(金)	2	10	10		○				
スポーツ教室 計			105							

水泳教室 実施期間(9月~10月)

	教室数 (期)	実施 回数	定員	主な対象分類						
				幼児	小学生	中学生	一般	高齢者	障がい者	
水泳教室	幼児水泳教室(月)	1	5	20	○					
	幼児水泳教室(木)	1	5	20	○					
	幼児水泳教室(金)	1	5	20	○					
	小学生水泳教室(月)	1	5	20		○				
	小学生水泳教室(木)	1	5	18		○				
	小学生水泳教室(金)	1	5	18		○				
	小学生水泳教室(月)	1	5	13		○				
	小学生水泳教室(木)	1	5	13		○				
	小学生水泳教室(金)	1	5	20		○				
	小学生水泳教室(木)	1	5	20		○				
	小中学生水泳教室(木)	1	5	10		○	○			
	小中学生水泳教室(金)	1	5	10		○	○			
	小中学生水泳教室(金)	1	5	20		○	○			
	小中学生水泳教室(月)	1	5	30		○	○			
	小中学生水泳教室(木)	1	5	10		○	○			
	小中学生水泳教室(金)	1	5	20		○	○			
	小中学生水泳教室(土)	1	5	15		○	○			
	一般水泳教室(月)	1	5	10				○	○	
	一般水泳教室(木)	1	5	10				○	○	
	一般水泳教室(金)	1	5	10				○	○	
グループレッスン(不定期)							○	○	○	
水泳教室 計			327							

■水泳教室（プール）

指定管理期間の関係上、第1期は10回、第2期は5回開催の開催を予定します。

当施設の指導員が担当し、泳力別、段階別に習得します。

水泳教室（幼児）

【月曜日】＜定員20名＞

時間：15：00～16：00

料金：4,000円

対象：年少～年長

【木曜日】＜定員20名＞

時間：15：00～16：00

料金：4,000円

対象：年少～年長

【金曜日】＜定員20名＞

時間：15：00～16：00

料金：4,000円

対象：年少～年長



水泳教室（小学生）初心者～泳力別教室開催

【月曜日】＜定員10名＞

時間：16：00～17：00

料金：5,000円

対象：小学生1～6年（初心者）

【木・金曜日】＜定員各18名＞

時間：16：00～17：00

料金：5,000円

対象：小学生1～6年（初心者～面かぶりク  
ロール）

【月・金曜日】＜定員各13名＞

時間：16：00～17：00

料金：5,000円

対象：小学生1～6年（クロール習得）



普及振興

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

普及振興

**水泳教室（小中学生）泳力別教室開催**

【月曜日】＜定員30名＞  
 時間：17：00～18：00  
 料金：5,000円  
 対象：小学生1～6年、中学1～3年（3泳法）

【木・金曜日】＜定員各10名／20名＞  
 時間：18：00～19：00  
 料金：5,000円  
 対象：小学生1～6年（個人メドレー）

**水泳教室（小学生）（泳力別教室開催）**

【金曜日】＜定員20名＞  
 時間：16：00～17：00  
 料金：5,000円  
 対象：小学1、2年生（背泳ぎ習得）

【木曜日】＜定員20名＞  
 時間：17：00～18：00  
 料金：5,000円  
 対象：小学3～6年生（背泳ぎ習得）

【木・金曜日】＜定員各10名＞  
 時間：17：00～18：00  
 料金：5,000円  
 対象：小中学生（平泳ぎキック習得）

【金曜日】＜定員20名＞  
 時間：17：00～18：00  
 料金：5,000円  
 対象：小中学生（平泳ぎ習得）

【土曜日】＜定員15名＞  
 時間：18：00～19：00  
 料金：5,000円  
 対象：小学生1～6年、中学1年～3年（育成）